	許可第		号									
			都	市公	園 内	行為言	許可	申請	清 書			
	神戸市立領								A T.	-		
	神戸須磨劑 公益財団法				主理重な	7			令和	年	月	日
	公益別凹口	公人 作び	→甲公園祢	化肠云 10	衣哇爭()		更番号 所	₹				
						申請人 フリ	ガナ					
						~ (名		∕⊤:		Е	
						連:	年月日 絡 先(担当	á者名)	年	月	E	1
						電	活番号					J
1	行 為 す 都市公[園 名	須磨離旨									
2	行為の位置	置又は 設						3	行為面積		m²	
4	行為内	容						- <u>-</u>			- 	
5		的										
6	行為の期間 時	間	令和	月	日	時 分	から令和	年	月 日	時	· 分	分まで
7	都市公	園の	原状征	复旧								
8	その	他	利用	月人数	人 •	車両数		台				
9	使用	料										
	_	-										
	上記のとお	り都市な	公園内にお	いて			をした	<u>-</u> いのつ	で許可くださ	るよう申請	します 	- o
許	可決議	±										
園	長 副園長		係	令和	年	月	日起	受	令和	年	月	日
				令和	年	月	日決	付 欄	第			号
≫ F	申請書•許可	できても。車	一一	<u>———</u> 妣宁八周士	で祖田ご	ー						
*	₽胡青*叫 ''	川証とず	·則(二須 <i>石</i> //	推呂公園の	. 竹を山し	(\/CCV .						
/++-	W E o I	E 12	2.52					整	T A #	,.		<u> </u>
<i>t</i> 1 ≔ •	当日の入	、園ケー	-トは…				P	淮	令和	年	月	日
備								理簿		·	71	·

許可第	무
	\neg

都市公園內行為許可証

郵便番号 〒住 所

申請人 フリガナ

氏 名

生年月日

年 月 日

様

行 為 す 都 市 公 園	る 名	須磨離宮	召公園									
								3 行為	面積		m²	
行 為 内	容								·			
行 為 目	的											
		令和 年	月	目	時	分から	令和 年	月	日	時	分まで	
HI		原状征	复旧									
その~	他	利用	人数	人	•	車両数	台					
使用	料											
条	牛	下記のと	おり									
	都為の園 為 月 一 行 為時 市 旧 の 用 間 園 園 田 の 用 の 用 の 用 の 用 の 用 の 用 の 用 の 用 の の 用 の	都市公園 名	都市公園名 行為の位置又は公園施設 行為日的 行為の期間又は時間 都市公園の復旧方法 その他 利用 使用料	都市公園名 行為の位置又は公園 施設 行為内容 行為目的 行為の期間又は時間 都市公園の復旧方法 その他 利用人数 使用料	都市公園名 須磨離呂公園 行為の位置又は公園施設 行為内容 行為目的 令和年月日 都市公園の復旧方法 原状復旧 その他 利用人数人 使用料	都市公園名 須磨離呂公園 行為の位置又は公園施設 行為内容 行為日的 今和年月日時 市本公園の復旧方法 原状復旧 その他 利用人数人・ 使用料	都市公園名 須磨離呂公園 行為の位置又は公園施設 行為内容 行為日的 市場の期間又は時間 市公園の復旧方法 原状復旧 その他 利用人数 人・車両数 使用料	都市公園名 行為の位置又は 公園施設 行為内容 行為目的 行為の期間又は 令和年 月 日 時 分から ^{令和} 年 郡市公園の 復旧方法 原状復旧 その他 利用人数 人・ 車両数 台 使用料	都市公園名 須磨離呂公園 行為の位置又は公園施設 3 行為 行為内容 一方為の期間又は時間 今和年月日時分から令和年月 都市公園の復旧方法 原状復旧 その他 利用人数人・車両数台 使用料	## A	## A	都市公園名

上記のとおり都市公園内における

を許可する。

令和 年 月 日

印

神戸市立須磨離宮公園 指定管理者

神戸須磨離宮グループ 代表者

記 公益財団法人神戸市公園緑化協会

代表理事 鍵本 敦

- ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。
- イ 行為の前に必ずこの許可証を公園職員に提示し、その指示に従わなければならない。
- ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用 の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長に その意見を聴くことがある。
- キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。
- ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に公園職員の検査を受け、返還しなければならない。